

盛岡広域振興局長告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成25年3月29日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

- 1 路線名 282号
- 2 供用開始の区間 八幡平市蛇石20番7地先から長坂13番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月29日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部岩手土木センター
  - (2) 期間 平成25年3月29日から同年4月30日まで